

独立税ミシン税の課税

―昭和前期の

税制を振り返って―

厚木市史編集専門委員会

委員 井上 泰

昭和二十四年(一九四九)に町村税の一種として、独立税ミシン税が課税されていたことは、あまり知られていないと考えています。筆者は、相模原市公文書館に勤務しており、相模原市域の各町村においては、ミシンの課税は検討されたことはあったようですが、実際に課税された例には気づいていませんでした。『厚木市史』の近代資料編(2)の編集のため、厚木市域の各旧町村文書資料を確認・調査していく中で、実際にミシンが課税されていた、決算書からミシン税が徴収されていたことに気づき、驚きました。

独立税ミシン税の話に入るためには、戦前期からの町村の税制の在り方を見ていかないとなりません。どんな税目があって、それがどう変わっていったかのアウトラインを簡単に確認していく必要があるためです。なお、筆者は財政史の専門家ではありませんが、旧町村役場資料の内容に基づいてこの報告を執筆しています。独立税とは、地方公共団体が他の租税とは関係なく、独立に税目を立てて課する租税のことで、昭和十五年(一九四〇)の税制改正の中で出てくる用語になります。

1 昭和十五年の税制改正(『週報』の説明)

昭和十五年に税制改正があり、地方税法が

制定され、町村に独立税として町村民税、舟税・自転車税・荷車税・金庫税・扇風機税・犬税などが認められ、町村で独自に課税できる税目とされました。官報付録と呼ばれる政府のPR誌、内閣情報部発行の『週報』第一六九号(昭和十五年一月十日号 図1)によると、内務省は「地方税制改正案について」で、「現行税制では有力な税源は概ねこれを国税として捕捉し地方財政需要を充足するに足る財源を挙げることが困難なため、地方団体は多く財政難に陥り、(中略)農山漁村方面はいよいよ財政窮乏の已むなき実情に在る」と現状を分析し、「今回の地方税制の改正に当たっては、その目標を地方税負担の均衡化を図ることと、地方団体財政の基礎の確立を期すること」(『週報』十一・十二頁)に置くとしています。大蔵省による「税制改正案について」でも、「なほ、地租、家屋税、営業税は地方団体の諸施設によつて利益を受けることの多い租税であるから、地方財政の確立を図るこの機会にこれ等の諸税は地方の独立財源とすることとなつた」(『前同書』三・四頁)と書いています。いずれも、地方財源の不均衡を問題にしています。



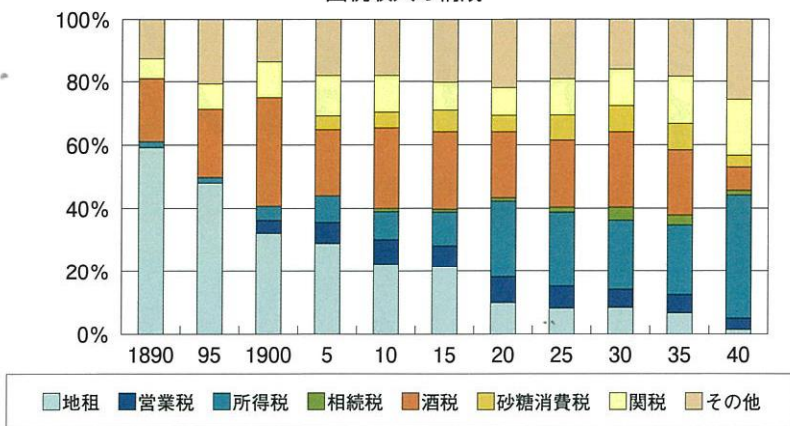
図1 『週報』第169号〈表紙〉
昭和十五年1月10日発行
(国立公文書館デジタルアーカイブ)

税源の地方への移譲と、調整財源としての分与税制度を設けることで、不均衡を是正しようとするものです。町村においては、これまで国税や県税の附加税が主な財源になっており、独自の税目を持つことは課税を自主的に行うことができるようになり、自治制度の深まりともいえると思います。

2 地方財政への財源移譲の論議(両税移譲論の経緯)

明治六年(一八七三)の地租改正以降、国は色々な税源の確保を積極的に行い(地租・営業税・所得税・相続税・酒税・砂糖消費税・関税など)、その結果、国税収入総額に対し、地租は明治十年代の六割から第一次大戦後には一割未満にまで下落しました(アンドレア・レヴェラント「両大戦間期の税制改正問題・大衆政治への転換とその限界」『アルザス日欧知的交流事業日本研究セミナー』「大正/戦前」報告書『国際交流基金二〇一四年挿入図「国税収入の構成」図2)。地租が減収したわけではなく、地租の割合が下がったのです。国税は収入総額を増やしており、その中で地租の割合が相対的に下がっているということです。一方、町村における税収入は、明治から昭和十四年まで基本的な変更はなく、項目で挙げると、国税附加税、県税附加税の二項目のみで、国税・県税の徴収事務を町村が行っていた関係で、その事務的経費を負担する交付金があるくらいでした。社会問題の増加により地方財政の役割が大きくなる中で、地方団体の主体性、独自性に欠けるこの体制は行き詰まりを見せていました。大正デモクラシー下の一九二〇年代、国税であった

国税収入の構成



注：「その他」は印紙税を含み、専売益金を含まない。

資料：日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』（同発行、1966年）130、132、136-137頁。

図2 国税収入の構成 アンドレア・レヴェラント

「両大戦間期の税制改正問題—大衆政治への転換とその限界」挿入図
(出典：国際交流基金)〈一部改変〉

地租と営業税を地方税として権限を地方に移譲することによって地方の財政強化と農村に対する減税を図ろうとする「両税移譲論」が、政党内閣の樹立とともに護憲三派（立憲政友会・憲政会・革新倶楽部）を中心にまき起ります。政友会の田中義一内閣の時に、両税移譲法案が提出されましたが、衆議院は通過したもの、貴族院で審議未了廃案となりました（昭和四年（一九二九）三月）。その間に関東大震災が起き、さらに世界恐慌が日本経済を直撃して大不況となり、続く満州事変の発生（昭和六年九月）による軍事予算の増大で、両税移譲の議論は終止符を打つことになります。

3 特別税戸数割の登場（県税戸数割から市町村税の特別税戸数割へ）

この税源状況の中で、政府は無策だったわけではなく、それまで県税であった「県税戸数割」を市町村の独立税とし、「特別税戸数割」という名称を与え、昭和二年から市町村に条例を設定させ、課税を認めます。戸数割は、明治十一年（一八七八）地方税規則の第一条に規程されている税目ですが、大正十年（一九二二）の勅令第四二二号「府県税戸数割規則」の公布まで独自の根拠法令は存在せず、実際の徴収方法などは府県や市町村に任せられていたといえます（佐藤正広「戸数割税務資料の特性と精度について—資料論的覚え書き—」『経済研究』第43巻第3号「橋大学経済研究所編 一九九二年」）。府県税であったのに、府県は直接には納税義務者に対する賦課決定には関わっておらず、賦課に当たっては、まず府県が市町村単位に賦課額を「配賦」し、個々の住民の所得額や資産額を把握している市町村が個々の住民に対する賦課額を決定するという二段階の手続きを踏んでいたといえます。大正十五年法律第二四号「地方税に関する法律」により、戸数割は市町村税へ移管されます。昭和二年二月から三月にかけて、厚木地域の村々で、各村の「特別税戸数割条例」が議決されています。小鮎村では、翌三年三月十日付で「村税制限外課税ノ件」が提案され、町村税予算総額の六割とされた制限税率を超えて課税されています。昭和二年時点での村税総額に対する割合は、小鮎村六五・九%、南毛利村五七・四%となっています。特別税戸数割は、歳入に欠陥を持つ村々の「打出の小槌」的な税目として、制限税率を超えて課税されていく形になります。

このような状況で始まった特別税戸数割の課税ですが、昭和四年世界恐慌が始まり、日本でも昭和恐慌が昭和五年から六年にかけて起こり、深刻なデフ

レ不況に陥りました。不況下においても、特別税戸数割は制限税率を超えて課税され続け、住民にとっては過重負担感が生まれ、その対策として、政府は昭和十一年から臨時町村財政補給金（翌年からは、臨時地方財政補給金に名称変更）を支給し、特別税戸数割賦課方法の変更（減額）に充てられています。

4 昭和十五年税制改正の具体例（各町村の賦課徴収条例から）

前段で、『週報』第一六九号の政府側（内務省）の記述を引いて、税制改正のスローガンを確認しましたが、厚木地域の町村においては、どのような形で、この税制改正が実現されていたかを確認していきます。各町村の議会議決書類等に「町村税賦課徴収条例」として保存されています。昭和十五年九月から十月にかけて議決されており、独立税としては、町村民税、舟税・自転車税・荷車税・金庫税・扇風機税・犬税などが認められています。そのうち、町村民税については、別に各村の村民税賦課徴収条例が、十月から十一月にかけて議決されています。

税目を見ると、舟税・自転車税・荷車税などの実用品への課税の側面と、金庫税・扇風機税・犬税など、家庭用や愛玩犬などの税率（額）が高い設定になっていることから、ぜいたく品（物）への課税という側面があります。昭和十二年の北支事変特別税（翌年、支那事変特別税に変更）に始まる戦時税制の中で、昭和十五年には物品税法による物品税が導入されますが、これがやはりぜいたく品への課税という側面があったため、町村の独立税についても、物品税の賦課・徴収とごっちゃに捉えられ、昭和十五年の税制改正の意味があまり積極的に評価されていないという内容については、表1のとおりですが、自転車税と荷車税、特に自転車税については、この頃、各戸一

表1 昭和15年9月7日付神奈川県による市町村税賦課徴収条例標準条例のうち
独立税一覧

No	種 類	内 訳	金 額
1	舟 税	総t数5t～10t	年税1円
		総t数10t～15t	年税1円50銭
		総t数15t～20t	年税2円
		遊船（長サ3間迄ノモノ1隻ニ付年税 但シ長サ1間迄ヲ加フル毎ニ1円ヲ加フ）	年税3円
2	自転車税	車両ノ内径20インチ以上ノモノ	1両ニ付年税2円
3	荷 車 税	荷積牛馬車 二輪車 農業用	1台ニ付年税1円50銭
		その他	1台ニ付年税2円50銭
		四輪車	1台ニ付年税3円
4	金 庫 税	第1等 外法2立法m以上	年税20円
		第2等 外法1.10～2立法m	年税12円
		第3等 外法0.44～1.10立法m	年税6円
		第4等 外法0.15～0.44立法m	年税3円
5	扇風機税	家庭用	1台ニ付年税3円
		その他	1台ニ付年税2円
6	犬 税	愛玩犬	1頭ニ付年税9円50銭
		その他	1頭ニ付年税5円60銭

小鮎村役場「自昭和十年 庶務書類」 所収（厚木市教育委員会蔵）

台程度の所有状況にあり、南毛利村の予算書で、村民税が二、六八〇円である中、一、一六〇円ですので、有力な税目になっています。自転車税と荷車税は、税目の変遷の中で、現在の軽自動車税に引き継がれてゆきます。

何はともあれ、町村自らが税源を把握し、賦課し、徴収するという自主的な財源としての独立税が確保されました。一方、プラスがあれば、マイナスもあります。昭和二年（一九二七）から町村財源の主な部分を担っていた、特別税戸数割については、この税制改正の中で、廃止されます。さらに、税制改正

の議論の中では、地租や家屋税の移譲も取り上げられていたのですが、最終的にこの二つは、地方分与税制度創設のための調整財源として国に留保され、町村には分与税（配付税）として分与されることになりました。この部分が税源移譲の不徹底の部分となり、昭和十五年の税制改正は国税から地方税への税源移譲が不完全ながら実施されたという評価になります。また、相模原市の事例で恐縮ですが、相模村（相模原市緑区）の昭和十六年度の予算書を見ると、独立税の欄の村民税の前に、「家屋税」が空欄で記載されています。これは、税制改正の議論の内容を反映していることと考えられます。

固定資産税や住民税というと、戦後のシャープ勧告以降の税目とされていますが、昭和十五年年度の税制改正の中で、意外に近い内容が検討されていたことがわかります。

5 独立税ミシン税の課税へ

昭和十五年の税制改正により独立税として町村独自の課税が認められましたが、その後の税目の変更はなく、昭和二十四年（一九四九）にミシン税が新たな税目として課税されるようになります。

ミシンは、英語のソーイング・マシン（sewing machine）のマシンの部分がつづまって、「マシン」となったものといわれています。現在と似た構造のミシンを、アメリカ人のウォルター・ハントが一八三〇年代初めに発明しましたが、特許を取らなかったために複数の業者の特許紛争になっています。一八五〇年、アイザック・メリット・シンガーが現在とほぼ同じ構造のミシンを発明し、翌年特許をとり、シンガー社を創設しています。このシンガー社製のシンガーミシンが、第二次世界大戦以前の世界を席巻し、シンガー社は世界企業となっています。

日本へは、安政元年（一八五四）のペリーの二度

目の日本来航の際の幕府への献上品の中にミシンがあったといい、日本で最初にミシンを扱ったのは、天璋院篤姫だという話が残っています。また、万延元年（一八六〇）、遣米使節の通訳であった中浜万次郎（ジョン万次郎）が、土産品としてミシンを持ち帰っているといえます。日本でのミシンの製造は、大正十年（一九二一）のパイン裁縫機械製作所（現ジャノメ）によって始められました。さらにミシンの修理から転身した安井正義・実一兄弟の安井ミシン商会（現ブラザー）もミシン製造に参入していますが、戦前は技術力、資本力、販売力ともにシンガー社に圧倒されていたといえます。第二次世界大戦により、輸出入が難しくなり、シンガー社製品の供給が止まると、国内では多くのメーカーが参入し、国産メーカーがしのぎを削り、独自の発展を遂げます。戦後は、日本製のミシンは国際競争力を持ち、重要な日本の輸出品となります。

ミシン税はまず、県税ミシン税として昭和二十二年から県税として課税されるようになります。町村にとつては、県税ミシン税附加税としての附加税の増加になります。南毛利村の「村会書類綴」（昭和二十二年～二十五年）を見ると、昭和二十二年十二月二十七日付で、「南毛利村税賦課徴収条例の一部改正に関する条例」が議決され、県税ミシン税附加税が課税されます。昭和二十三年五月三十一日付で「南毛利村税附加徴収条例の改正」により県税ミシン税附加税が条例化されます。恒久的な附加税の一つとして県税ミシン税が付け加わりました。県税から市町村税への税目変更というのは、大税が元々県税としてあり、昭和十五年の税制改正の中で市町村税に付け替えられたという経過があります。同じような経過をたどったと考えられますが、昭和二十四年十一月十六日付で、「南毛利村税賦課徴収条例の一部改正に関する条例」が議決され、独立税ミシン

税が市町村税として課税されます。同日付の「昭和二十四年度南毛利村歳入歳出追加更正予算」により一〇〇台分のミシン税の賦課（一〇〇台×五〇〇円＝五〇、〇〇〇円）が決定しています。さらに、昭和二十五年（一九五〇）三月の「昭和二十四年度歳入歳出追加更正予算」を見ると、ミシン税は増額され、一七一、八五、五〇〇円に変更されています。

6 ミシン税の背景（ウイードースクラブ）

このミシン税の県税としての課税、そして市町村税の独立税としての課税という流れは、どんな理由があつて出てきたのでしょうか。ここからは推測になりますが、昭和二十年の敗戦を迎え、一家を支える男性が戦争で失われ、あるいは抑留等で復員がままならない状況の中で、残された家族を支えるのは多くの女性になっていきます。女性が家計を支えるための手段の一つに、縫製業に使えるミシンがありました。戦後にミシンの需要が増え、課税対象として把握された経過の一つになったと思われます。

相川村の昭和二十一年度の「庶務書類」の中で、「婦人会及青年団ノ組織調査ニ関スル件」（昭和二十一年一月七日付）、さらに「婦人団体調査ニ関スル件」

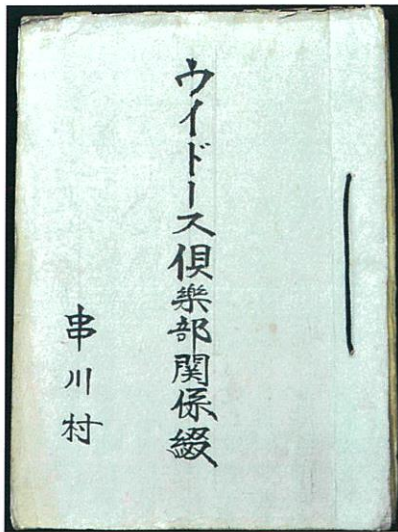


図3 「ウイードース倶楽部関係綴」〈表紙〉
津久井郡串川村文書
（相模原市立公文書館蔵）

（昭和二十一年二月七日付）というように、戦後すぐの段階で繰返し婦人や婦人団体の調査が行われています。別の「庶務書類」の中には、「神奈川県遺族会結成準備委員会通知」（昭和二十二年一月）のように、遺族会の立上げの書類が綴られています。さらに玉川村の書類を見ていくと、昭和二十七年の「厚生書類」には「神奈川県未亡人団体協議会発会式について」（昭和二十七年十一月十七日）、昭和二十八年、玉川村遺族会で「婦人会関係綴」が作成され、八月二十九日には遺族婦人会設立総会が開催されています。さらに、昭和二十九年「厚生関係報告綴」をみると、「愛甲郡未亡人会の組織強化について」（昭和二十九年七月五日）として、婦人団体、未亡人団体等の組織化の書類が多く出てきます。神奈川県ウイードースクラブという団体（前記「神奈川県未亡人団体協議会」との関連があるものか）が結成されているようで、「神奈川県ウイードースクラブ津久井支部会則（案）」（串川村〈相模原市緑区〉文書）が残されています（図3）。第二条に「この支部は、未亡人並に薄幸なる婦人の親睦と連絡を図りつつ、相愛互助、自力更生の意気の昂揚に努め、併せて郡民の同胞愛に訴へ、相互扶助態勢の確立を期し、以て相互の生活の再建と経済更生を図り積極的に新日本建設に寄与することを目的とする」と語られています。この案の最後には「昭和二十四年八月十九日評議員会にて可決」と書かれていますので、昭和二十四年から二十八年にかけてこういった婦人団体、未亡人団体の設立があったものと考えられます。同じようなウイードースクラブの書類を、相模原の事例で恐縮ですが、青根村（同市緑区）文書でも確認しています。

このような動きがある中で、ミシンについての課税が進んでいきます。

7 その後のミシン税

GHQの要請によって、昭和二十四年五月に來日したカール・S・シャープを団長とする日本税制使節団は同年八月二十七日付と、翌二十五年九月二十一日付の二つの報告書を提出します。このいわゆる「シャープ勧告」に基づいて、戦後の税制改革は行われ、現行の地方税法が提案され、市町村税は、市町村民税と固定資産税を中心に再編成され、附加税や多くの物品税は廃止されました。

戦後の地方自治制度の変更などもあり、地方税制も一変したと理解されていますが、昭和十五年の税制改正で見たとおり、町村民税の賦課がすでに行われていた点、地方分与税（配付税）制度が地方財政平衡交付金（後に地方交付税）に置き換わった点などの変更はあるものの、基本的な考え方は、昭和十五年の税制改正の考え方に近いものがあるように感じられます。一番大きな違いは、国と地方公共団体の位置関係、地方自治制度に対する考え方が変わった点にあるのではないかと感じています。そして、ミシン税もシャープ勧告により廃止されたものと考えていたのですが、独立税の考え方は支持されており、ミシン税は、その後も課税されています。相模原市の場合、昭和三十四年（一九五九）まで課税されていたことが確認されています。

厚木市史たより 第30号

令和六年（二〇二四）三月三十一日発行
編集 厚木市教育委員会文化財保護課
発行 厚木市
住所 神奈川県厚木市中町三ー一七ー一七
電話 〇四六ー二二五ー二〇六〇
FAX 〇四六ー二二三ー〇〇八六

『厚木市史たより』は厚木市ホームページにも掲載しております。